

第五次北本市総合振興計画前期基本計画 平成30年度実施計画事業一覧

No	施策または基本事業番号・事業名・担当課	目的	内容	実施年度・事業費（千円）			LP
				(30年度)	(31年度)	(32年度)	
1	1-1 子ども・子育て支援事業計画策定事業 (こども課)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための計画を定める。	平成27～31年度を対象とする現在の計画を引き継ぐものとして、平成32～36年度までの新たな計画を策定するために、平成30年度にニーズ調査を行い、平成31年度に計画案を準備するもの。	○ 3,510	○		
2	1-1-1 病児保育事業 (こども課)	保護者の就労や病気等のやむを得ない事業により家庭での保育ができない病気又は病後回復期の児童を預かることにより、仕事と育児の両立支援を図る。	病気又は病後回復期にあるが集団での保育が困難な時期に、保護者の就労や病気等のやむを得ない理由により、専用保育室で一時的に保育する。専用保育室を有している病院に委託して実施。	○ 14,626	○	○	●
3	1-1-1 民間保育所補助金交付事業 (こども課)	民間保育所の運営の安定と保育サービスの充実	特定教育・保育施設に対して、国・県・市の補助要綱に基づき、保育事業を実施した施設に対し、当該事業にかかる経費を補助する。補助対象事業は、入所児童育成費補助、職員厚生手当補助、備品購入費補助、環境整備補助、特別保育事業費補助、アレルギー体質児童対応事業費補助、保育所地域活動事業費補助、乳児延長保育補助、障害児保育事業補助。	○ 71,987			
4	1-1-2 地域子育て支援拠点（民間委託）事業 (こども課)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える。	・Coccoひろば子育て支援センター（コープ北本3階） ・中丸保育園子育て支援センター 以上の民間施設の特色を活かして、子育て中の親子が気軽に集い相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供する。	○ 11,406	○	○	
5	1-1-2 地域子育て支援拠点（指定管理）事業 (こども課)	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える。	・北本市子育て支援センター（東保育所隣接） ・北本駅子育て支援センター 以上2箇所の公立施設における子育て支援センターの管理及び運営。 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流の場の提供や提供する保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場や、子育ての不安、悩みを相談できる場を提供する。	○ 24,390	○ 24,390	○ 24,390	
6	1-1-2 児童館管理運営事業 (こども課)	児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにすること。	①児童館の施設管理及び運営 健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助する。児童厚生員を配置し子育て中の親子を支援することで子どもに最善の利益を保証する。 ②地域子育て支援拠点事業の実施 ③学童保育室の運営	○ 47,789	○ 47,789	○ 47,789	
7	1-1-2 放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課)	市内の各小学校に通学する児童を対象に、地域住民等の参画を得て、放課後等に子供たちが心豊かに育まれ、安全かつ安心して過ごせる居場所をつくる。	事業のスタッフとして地域住民や教員OBの参画を得て、市内の各小学校（全8校）に通学する児童を対象に、学校給食のある月曜日から金曜日の授業終了後から午後4時50分まで、地域活動室等において、学習や体験、ふれあい活動等を実施している。	○ 18,805	○	○	●
8	1-1-4 0歳児おむつ無料化事業 (こども課)	子どもの健やかな成長を願い、子育て中の家庭の経済的な負担を軽減し、子育て支援の一層の充実を図ること。また、この取組みが本市のイメージアップに寄与すること。	市内登録販売店で、紙おむつと交換できるおむつ無料クーポン券を配布する。なお、希望される方には布おむつを物給付をする。 対象者：北本市に住居登録がある満1歳未満のお子さん お誕生月から満1歳のお誕生日の前月分まで35袋分のクーポン券を配布。年度途中で転入されたご家庭のお子さんにも月数に応じてクーポン券を配布。	○ 18,758	○	○	●
9	1-1-4 こども医療費支給事業 (こども課)	子育てにかかる経済的支援を行うとともに、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。	病気などにより医療機関等（病院・診療所、歯科医院、調剤薬局、接骨院等）で受診した場合の医療費を一部助成する制度。対象年齢は、通院・入院ともに中学校修了年度（15歳になった年度の3月31日）まで。平成30年10月から18歳になった年度の3月31日まで助成の対象となる医療費は、医療保険制度が適用される医療費の一部負担金（ただし、健康保険により支給される高額療養費および付加給付金がある場合は、その額を除いた額）。	○ 210,000	○	○	●
10	1-1-4 児童手当支給事業 (こども課)	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること。	児童手当の支給要件に該当する者の認定及び支給、支払 支給額（月額） 3歳未満の児童：15,000円、3歳以上小学生第1・2子：10,000円 3歳以上小学生第3子以降：15,000円、中学生10,000円 特例給付（所得制限超過者）：5,000円	○ 877,200	○	○	
11	1-1-4 児童扶養手当支給事業 (こども課)	支援制度の活用と適正な運用を通して、ひとり親家庭への子育てへの経済的支援を推進すること。	ひとり親家庭で所得制限限度額以内の18歳年度末までの児童の養育者へ児童扶養手当を支給する。 全部支給月額42,330円、一部支給月額42,320円～9,990円、子の加算全部支給（2人：10,000円、3人以上：6,000円）、一部支給（2人：9,990円～5,000円、3人以上：5,990～3,000円）あり。 所得制限は、本人及び同居する扶養義務者の所得を確認する。	○ 240,928	○	○	
12	1-1-4 多子出産祝金等支給事業 (こども課)	この条例は、多子出産を奨励するために北本市多子出産祝金（以下「出産祝金」という。）を支給することにより、多子世帯の経済負担の軽減を図るとともに本市の人口増加に寄与することを目的とする。また、埼玉県補助金を北本市多子世帯応援給付金を出産祝金に上乗せして支給する。	多子（第3子以降の子）を出産した者若しくはその配偶者又は当該多子の養育者に出産祝金5万円と併せて、多子世帯応援給付金2万5千円を支給する。	○ 3,750	○	○	●

No	施策または基本事業番号・事業名・担当課	目的	内容	実施年度・事業費（千円）			LP
				(30年度)	(31年度)	(32年度)	
13	1-1-4 ひとり親家庭等医療費支給事業 (こども課)	ひとり親家庭に対する医療費の一部を助成することにより、こどもの保健の向上とひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。	0歳から18歳年度末までの児童がいるひとり親家庭に属する者が医療機関等に受診し保険診療一部負担金を支払った分を市が助成する制度。市内医療機関からひとり親家庭等医療費支給申請書が市へ送られる。または、保護者がひとり親家庭等医療費支給申請書に領収書を添付し市へ直接提出する。それを審査処理し、保護者へ支給する。	○ 24,375	○	○	
14	1-2-1 子育て世代包括支援センター開設事業 (健康づくり課)	専門の母子保健コーディネーターを配置し、妊娠から子育て期までの継続的な相談を行うことで、保護者が安心して子育てできる環境を整え、母性並びに乳幼児の健康の保持増進、虐待予防に繋げる。	・妊娠・出産・子育てに関する相談支援 ・産後ケア事業（産後の心身の状態が思わしくない母親のケア事業） ・関係機関連携体制構築	○ 3,608	○	○	●
15	1-2-1 母子保健・妊産婦事業 (健康づくり課)	妊娠を望む夫婦に対する必要な不妊検査費・不育症検査費、不妊治療費の一部助成を行うことで、経済的な負担を軽減し、安心して妊娠・出産に臨めるよう支援する。 また、妊娠期を安心、安全に過ごし、健康管理を行うことで、健やかな出産、育児に繋げる。	不妊検査費・不育症検査費助成金交付 不妊治療費助成金交付 母子健康手帳交付 妊婦健康診査事業 妊婦家庭訪問 マタニティセミナー、パパのためのお風呂の入れ方講習会	○ 40,168	○	○	●
16	1-2-3 予防接種事業 (健康づくり課)	予防接種による、個人の感染症の発症予防、重症化防止及び社会への蔓延防止を図れる。	予防接種法に基づく定期予防接種を実施。また、任意接種となっている「おたふく、小児用インフルエンザ、ロタウイルス、高齢者肺炎球菌」については、予防接種補助金制度による一部補助を行っている。	○ 167,817	○	○	
17	1-2-3 乳幼児健診事業 (健康づくり課)	乳幼児期の身体発育及び精神発達の最も重要な時期において、医師、歯科医師による総合的な健康診査を実施し、その結果に基づいて適切な保健指導及び育児支援を行う。	・「子どもの予防接種・健診等予定表」を作成し、出生、転入時等健康づくり課窓口で、保護者に対し、健診票を渡し、受診方法等説明を行う。 ・乳児健康診査 年24回、1歳6か月児健康診査 年24回、3歳児健康診査 年12回実施（集団健康診査） ・会場：母子健康センター、保健センター ・健康診査未受診者に対し、受診勧奨通知、アンケートを発送。未受診者については、電話、訪問等を実施。	○ 3,602	○	○	
18	1-3-1 障害児児童保育室指定管理事業 (障がい福祉課)	学校に就学している障害児の生活能力の向上及び社会との交流の促進を図る。	運営については、NPO法人すきっぷに指定管理委託。 放課後及び長期休業中の障害児の生活能力の向上及び社会との交流の促進を図るため、放課後等デイサービス事業と障害児相談支援事業を実施。	○ 2,151	○ 2,151	○ 2,151	
19	1-3-1 障害児通所給付事業 (障がい福祉課)	児童が心身ともに健やかに育成されるよう、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援を行う。 (障害児通所給付（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、高額障害児通所給付、肢体不自由児通所医療、障害児相談支援給付の支給を行う)	利用希望者からの申請により本人等の状況を調査したうえで支給決定を行う。支給決定を受けた者は、支給決定内容のサービスを事業者から提供を受け、所得に応じた利用者負担（負担上限月額範囲内で1割負担）を事業者から支払い、事業者は残りを市に請求を行い、市は審査のうえ支払いを行う。	○ 199,642	○	○	
20	1-4-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進事業 (学校教育課)	市内小・中学校の応援団づくりを推進するとともに、地域の力を学校に入れることにより、充実した教育活動を展開する。	○学習活動への支援 ○安心・安全確保への支援 ○学校の環境整備への支援 ○部活動・クラブ活動への支援 ○地域活動室を利用する団体と学校との連携	○ 279	○	○	
21	1-5 学校規模適正化等基本方針策定事業 (教育総務課)	児童生徒数の減少傾向及び学校施設の維持管理等の様々な課題がある中で、学校の果たす役割を再確認し、より良い学校教育を実施していくため、学校の適正規模となる基準を表す「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」を策定する。 この方針の中で、市内共通となる学校の適正規模の基準を定め、適正化の検討を開始する判断基準ともすることで、学区再編や統廃合といった適正化の検討を進めやすくする。	平成30年度は、適正となる学校規模の「基準づくり」を行うものとする。 保護者アンケート等の実施・分析、附属機関等の開催による意見聴取、パブリック・コメント手続など、様々な情報収集と意見集約のもと、本市に適した学校規模の基準を算出し、その基準を定める「基本方針」を平成30年度末までに策定する。なお、策定後は、当該基本方針に基づき、学校の適正化の検討を開始することとなるが、その際には、保護者、地域住民の方を主体とした検討を行うものとする。	○ 182			
22	1-5-1 小学校施設運営・管理・施設整備事業 (教育総務課)	学校教育法第5条の規定に基づき、学校設置者として、学校運営・教育活動等にかかる学校経費について負担する。 また、児童の通う学校施設の維持管理及び運営を適正に行い、安全な教育環境を将来に渡って提供する。	1. 水道光熱費や学校配当予算等、学校運営・教育活動の諸経費負担 2. 賃借等による教育用事務機器等の配備 3. 各種附属設備の管理委託及び校舎補修・校庭整備、樹木消毒・伐採委託等 4. 遊具の点検委託及び補修 5. 児童及び職員用机・椅子、その他の学校備品の購入 6. 老朽化に伴う改修工事の実施	○ 203,508	○	○	
23	1-5-1 中学校施設運営・管理・施設整備事業 (教育総務課)	学校教育法第5条の規定に基づき、学校設置者として、学校運営・教育活動等にかかる学校経費について負担する。 また、生徒の通う学校施設の維持管理及び運営を適正に行い、安全な教育環境を将来に渡って提供する。	1. 水道光熱費や学校配当予算等、学校運営・教育活動の諸経費負担 2. 賃借等による教育用事務機器等の配備 3. 各種附属設備の管理委託及び校舎補修・校庭整備、樹木消毒・伐採委託等 4. 吹奏楽楽器運搬の負担(学校配当予算) 5. 生徒及び職員用机・椅子、その他の学校備品の購入 6. 老朽化に伴う改修工事の実施	○ 150,758	○	○	

No	施策または基本事業番号・事業名・担当課	目的	内容	実施年度・事業費（千円）			LP
				(30年度)	(31年度)	(32年度)	
24	1-5-2 学校教育支援事業 (学校教育課)	児童生徒の育ちを継続して支えていくという学びの連続の構築や、発達段階に応じた適切な指導を行うことで、子どもたちの適切な成長を支援する。 また、国際的視野に立って主体的に行動するために必要とされる資質・能力の基礎を育成し、豊かな国際感覚を身に着けさせる。 児童生徒の人権感覚を養い、豊かな心をもった児童生徒を育成する。	学校4・3・2制推進事業として、大きな変化が現れる小学校5・6年生と中学校1年生までの3年間において、中学校教員と小学校教員が乗り入れ授業や、小学校の学年内教科担任制を実施する。また、小学校では、4年生以下は年回5回程度、5・6年生に年間35時間外国語活動を行い、中学校では4名の外国語指導助手を1年間それぞれの中学校に配置し、英語教育の充実を図る。 北本市小・中学校の管理職を対象とした人権教育に関する研修を行うことにより、市内各校の人権教育推進に寄与する。	○ 67,434	○	○	●
25	1-5-2 学力向上推進事業 (学校教育課)	児童生徒の確かな学力の育成のため、基礎的な知識及び技能や思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度を育てる。そのため、小・中学校の義務教育9年間の学びや育ちの連続性を重視した取組を行うことで、児童生徒のそれぞれの発達段階やその特性に応じた適切な支援を充実させる。また、教職員の研修・研究体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫改善に努める。	中学生に対しては基礎学力定着を目指して英語、数学の学習を行い、生徒の学習上のつまづきに対し個別に対応する。元教員や教員志望大学生(教育実習生を含む)、教員OBなどにサポートスタッフとして支援を依頼する。また、小学生に対しても国語・数学を中心に補習を行うことで、学力の底上げを図り、確かな学力を育成する。さらに課題研究や校内研修を活用し、小・中学校の教師の交流を図り、教職員の指導力向上を目指す。	○ 9,765	○	○	
26	1-5-2 小学校少人数学級拡大事業 (学校教育課)	生徒児童数に対するクラス数は標準で決まっているが、低学年では、県の標準定数や基準外配当教員により少人数での学習環境が保証されている。しかし、小学校3年生以降、1クラスの人数が急激に増加することから、不安や戸惑いを減少させ、一人一人に行き届いた手厚い指導を推進する。	○公募により、採用試験を実施し、市内の小中学校への配置をする。 ・8月～募集要項配布 ・11月 採用試験実施 ・1月 発表	○ 11,301	○	○	
27	1-5-3 児童生徒の体力向上推進事業 (学校教育課)	本事業は、市内小・中学校児童生徒の体力の向上を図ることを目的とするものである。また、体力と関連した基本的な生活習慣を基盤とした健康づくりを推進していくものである。また、教職員に対し、児童生徒の健康を守るために知識・技能を身に付けるためのものである。	市体力向上推進委員会及び講演会の開催、冊子等の作成、配布により学校ぐるみ・市ぐるみの体力向上及び健康増進の推進に努める。 さらに、陸上競技・器械運動等の専門家を講師に招いて、児童を対象とした運動教室を開催(6月)し、基礎的・基本的な感覚や技能の習得、及び意欲付けの機会とする。また、教職員への実技研修にも位置づける。 また、医師や薬剤師等の専門家を講師として招聘し、アレルギー対応やメンタルヘルスについての研修会を開催する。	○ 2,906	○	○	
28	1-5-4 小学校給食提供・管理運営・施設整備事業 (教育総務課)	調理従事者の安定確保及び学校給食衛生管理基準に基づく給食調理場の衛生管理等により、児童の心身の健全な発達に資する「学校給食」を安全に安定して提供する。 また、栄養士の専門性を生かした献立の工夫及び関係課と連携した「食」に関する授業・指導を行い、学校給食及び食育の充実を図る。	○給食施設の修繕・清掃委託、食品添加物検査、調理従事者細菌検査、厨房機器・食器等の点検・入替 ○調理業務の民間委託及び栄養士の全校配置 ○栄養士の専門性を生かした献立作成及び食物アレルギー対応等(衛生講習会・各種研修会、食育の授業・指導・啓発紙の刊行) ○給食食材放射性物質検査の実施及びHP公表	○ 120,303	○	○	
29	1-5-4 中学校給食提供・管理運営・施設整備事業 (教育総務課)	調理従事者の安定確保及び学校給食衛生管理基準に基づく給食調理場の衛生管理等により、生徒の心身の健全な発達に資する「学校給食」を安全に安定して提供する。 また、栄養士の専門性を生かした献立の工夫及び関係課と連携した「食」に関する授業・指導を行い、学校給食及び食育の充実を図る。	○給食施設の修繕・清掃委託、食品添加物検査、調理従事者細菌検査、厨房機器・食器等の点検・入替 ○栄養士の全校配置 ○栄養士の専門性を生かした献立作成及び食物アレルギー対応等(衛生講習会・各種研修会、食育の授業・指導・啓発紙の刊行) ○給食食材放射性物質検査の実施及びHP公表	○ 87,203	○	○	
30	1-5-4 児童生徒の健康づくり事業 (学校教育課)	本事業は、市内小中学校児童生徒の健康診断を実施するとともに、健康状況の改善を図ることを目的としたものである。	全国学校給食週間やむし歯予防週間等を活用し、児童生徒や保護者に広く周知するとともに、食に対する感謝の気持ちを育むことや口腔健康の維持、むし歯の治療勧告を推進する。また、児童生徒が基本的な生活習慣を身に付けるためにも朝食を摂ることの大切さを知るためのリーフレット等を発行する。	○ 25,734	○	○	
31	1-5-5 安全・安心な学校づくり事業 (学校教育課)	本事業は児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう学校における安全教育並びに保護者や地域人材を活用した登下校時の安全確保を図るなど、セーフスクールの取組を推進していくことを目的とする。	各小・中学校において年3回以上の避難訓練の実施、警察に協力を仰いで行う交通安全教室やスクアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室等を行う。また、全国交通安全週間に合わせた交通安全に係る指導をとおして、児童生徒に交通マナーや法令遵守の重要性を指導する。さらに、あんしんまちづくり学校パトロール隊による下校時等の見守りを行うことで、児童生徒の交通事故を未然に防ぎ一助とする。	○ 130	○	○	
32	1-5-6 特別支援教育推進事業 (学校教育課)	障がいのある児童生徒と保護者及び就学指導関係者等との相互理解と信頼を促進し、当該児童生徒にとって適した教育内容や方法についての助言を行うため「就学支援委員会」を開催する。 小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、及び通級指導教室に通う児童生徒に対して、きめ細かな指導及び個別の支援を実施し、効果的な学習指導を行うため。	医師、特別支援学校の特別支援コーディネーター各小・中学校の特別支援コーディネーター等を就学支援委員会委員に任命し、慎重に審議し保護者との合意形成を図る。 担任の補助として、特別支援委員を特別支援学級、通級指導教室へ配置し、児童・生徒の学習支援・生活支援を行うようにする。	○ 20,703	○	○	
33	1-5-7 教育相談・教職員研修推進事業 (学校教育課)	いじめ・不登校等の問題等で問題を抱える児童生徒や保護者の相談及び必要な支援を行うため、スクールソーシャルワーカー配置事業やさわやか相談室推進事業などを実施する。 教育委員会や教育センター主催による、教職員に対する各種研修会開催し、教職員として資質の向上を図る。	市内4校各中学校に「さわやか相談員」を各1名、市立教育センターに「ことばの教室講師」を1名、「教育相談員」を2名、「学校教育カウンセラー」を1名、「教育指導員」を1名、「学校教育カウンセラー」を1名、合計10名配置し、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見早期対応を図る。ことばの遅れ等に早急に対応する。 活動する際は、教職員、家庭、地域社会との連携を図る。 学びジョンプロジェクト等、教職員に対して様々な研修会を実施する。	○ 15,957	○	○	

No	施策または基本事業番号・事業名・担当課	目的	内容	実施年度・事業費（千円）			LP
				(30年度)	(31年度)	(32年度)	
34	2-1 総合福祉センター管理運営事業 (福祉課)	地域福祉推進の拠点として、総合的な福祉サービスを通じて、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ること並びに施設の適切な管理運営を行うことを目的とする。	指定管理業務 ①老人デイサービス事業 ②生活介護事業 ③各種福祉団体・ボランティア等の育成事業 ④地域交流事業 ⑤施設の利用承認・維持管理・管理運営業務 ⑥その他必要な事業	○ 49,471	○ 49,680	○ 49,895	
35	2-1 総合福祉センターエレベーター改修事業 (福祉課)	総合福祉センターは、老人デイサービス及び生活介護事業利用者並びに福祉関係団体が利用する福祉センターであり、センターエレベーターは、障がい者及び高齢者が多く利用する設備である。平成4年3月の竣工の本エレベーターは、法定耐用年数17年、問題を起こさずに機能を発揮できると期待される期待耐用年数25年を超過している状況にあることから、経年劣化や性能低下による事故を未然に防ぐことを目的に、改修工事を実施する。	総合福祉センターエレベーター交換の工事を要する。 ○設計業務委託費：863千円 ○申請手数料：45千円 ○工事費：24,527千円	○ 25,435			
36	2-1-1 社会福祉協議会補助事業 (福祉課)	地域福祉を推進する体制の安全及び強化を図ることを目的とする。	社会福祉協議会補助金の交付（上半期・下半期の2回に分けて交付）。社会福祉協議会は補助金を活用し、小中学生への福祉体験授業の提供や市民と福祉施設との交流事業等の福祉啓発活動、高齢者、障がい者、生活に困窮する人への日常生活支援、家事援助サービス事業やちょこっと困りごとサービス事業等福祉制度の構築、運営を行い、市民福祉の向上に資する事業を実施している。	○ 18,000	○	○	
37	2-1-4 民生委員・児童委員活動支援事業 (福祉課)	民生委員・児童委員活動を促進し、地域福祉の増進を図ること。	北本市民生委員・児童委員協議会へ補助金を交付。活動費、視察研修、会議・研修等費用、交通費、広報誌作成等に活用。各地域に根差した民生委員・児童委員は、市民の生活上の相談に応じ、市や福祉事業所等の福祉サービスへの「つなぎ役」の役割や、高齢者や障がい者世帯の見守り、安否確認等を行っている。	○ 18,900	○	○	
38	2-1-4 精神保健事業（自殺対策事業含む） (健康づくり課)	精神保健に関する知識の普及向上に努めると共に、相談体制を整備することで、市民が健康で生き生きと暮らせるようにする。また、自殺の危険が高い人の周囲にいる人が、危険性に気づき、早期に適切な支援者につなげることで、自殺者の減少を目指す。	精神保健に関する市民向け講座 精神科医によるこころの相談、保健師による随時相談 セーフコミュニティ自殺対策委員会の開催 自殺予防街頭キャンペーン・HP上のメンタルヘルスチェック 暮らしとこころの総合相談会 関係者向け自殺予防対応研修 自殺対策計画策定	○ 1,162	○	○	
39	2-2-1 健康長寿ウォーキング事業 (スポーツ健康課)	誰もが健康で、いつまでも元気にいきいきと暮らすことができる健康長寿社会の実現を目指して、市民の健康づくりの意識の高揚及び生活習慣の改善を図るため、ウォーキングの推進及び健康教室等の開催を行う。	・ウォーキングを軸とした健康づくりを推進する。 ・栄養や運動に関する教室を開催する。 ・市が主催する健康づくりに関する事業（ウォーキング事業、特定健康診査、健康教室等）に参加した際に健康ポイントを付与する。	○ 5,294	○	○	
40	2-2-2 がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺）事業 (健康づくり課)	がんによる死亡を減らすため、検診を実施し、早期発見、早期治療に結びつける。	・7月から9月にかけて、胃・肺・大腸・乳・子宮の5がん集団検診を15日間実施。 ・大腸・乳・子宮がんについては、医療機関における個別検診実施。 ・要精密検査となったが、精密検査を受けていない人に、受診勧奨通知を送付。 ・一定年齢に人に対し、乳がん検診、子宮がん検診の無料クーポン券を送付。	○ 58,651	○	○	
41	2-2-2 特定健康診査・特定保健指導事業 (保険年金課)	脳・心血管疾患等の生活習慣病のリスクであるメタボリックシンドロームを早期に発見し、必要な人には保健指導を行うことにより、生活習慣病、ひいては脳・心血管疾患等重篤な疾患の発症や重症化を予防し、医療費の適正化を図る。	市内契約医療機関で健康診査及び結果説明実施。その後、対象者を選定し、民間業者委託による保健指導を行う。	○ 70,468	○	○	
42	2-2-3 救急医療体制整備事業 (健康づくり課)	地域の救急医療体制の整備・強化が図られ、市民の救急の際の医療機関の受診機会を確保する。	埼玉県中央地区医療圏域での初期及び第二次救急医療運営のため、鴻巣市、上尾市、桶川市、伊奈町と共に、救急医療運営経費の負担を行う。 ・小児救急医療（小児初期救急医療体制、中央地区小児二次救急医療体制） ・一般救急医療（日曜祝祭日在宅当番医制、中央地区二次救急医療体制） ・年末年始歯科診療	○ 57,912	○	○	
43	2-3-1 老人クラブ活動費補助事業 (福祉課)	社会奉仕活動事業、教養講座等開催事業、健康増進事業等に補助を行うことで、地域貢献、教養の向上及び健康増進等、多くの高齢者の福祉増進を図ることを目的とする。	北本市老人クラブ連合会、老人クラブ単会へ補助金を交付	○ 6,908	○	○	
44	2-3-2 介護予防サポーター養成講座事業 (高齢介護課)	高齢者の介護予防	高知市が発祥のいきいき百歳体操にとまちゃんの愛称をつけた「イキイキとまちゃん体操」を市内に広めるためのボランティア（介護予防サポーター）を養成する。養成されたボランティアは、自治会等と連携し、体操を実践する通いの場を立ち上げ、週1回の体操を行う。	○ 328	○	○	

No	施策または基本事業番号・事業名・担当課	目的	内容	実施年度・事業費(千円)			LP
				(30年度)	(31年度)	(32年度)	
45	2-3-3 認知症サポーター等養成事業 (高齢介護課)	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、より多くの市民が認知症を正しく理解し、「認知症サポーター」として認知症の方やその家族を支援していく環境を整備することを目的とする。	小学生以上の市民を対象に地域・職域・学校等からの依頼により、様々な機会において認知症サポーター養成講座を開催する。認知症サポーター養成講座を開催するにあたっては、キャラバン・メイト養成講座を受講した「キャラバン・メイト」(講師)であることが必要であるため、地域包括支援センター職員、事業所職員等を対象としたキャラバン・メイト養成講座への参加を促進する。	○ 81	○	○	
46	2-4-1 自立支援給付サービス等事業 (障がい福祉課)	障がい者が自ら選択した場所に居住し、又は障がい者若しくは障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように必要な自立支援給付(介護給付、訓練等給付、特定障害者特別給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、療養介護医療、補装具、高額障害福祉サービス等給付)を行う。	利用希望者からの申請により本人等の状況を調査したうえで支給決定を行う。支給決定を受けた者は、支給決定内容のサービスを事業者等から提供を受け、所得に応じた利用者負担(負担上限月額範囲内で1割負担)を事業者等に支払い、事業者等は残りを市に請求を行い、市は審査のうえ支払いを行う。	○ 979,217	○	○	
47	2-4-1 あすなる学園指定管理事業 (障がい福祉課)	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保する。	運営については、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団に指定管理委託。現在市内には、就労支援B型事業所・生活介護事業所があすなる学園、生活介護事業所がふれあいの家・総合福祉センターのみであり、障がいのある人の社会参加の点からも本施設を運営する意義は重要なものになっている。事業内容としては、障がいのある人の生活介護・就労継続支援・施設の管理運営。	○ 45,066	○	○	
48	2-4-1 ふれあいの家指定管理事業 (障がい福祉課)	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保する。	運営については、NPO法人北本市手をつなぐ育成会に指定管理委託。現在市内には、就労支援B型事業所・生活介護事業所があすなる学園、生活介護事業所がふれあいの家・総合福祉センターのみであり、障がいのある人の社会参加の点からも本施設を運営する意義は重要なものになっている。事業内容としては、障がいのある人の生活介護・施設の管理運営。	○ 29,794	○ 25,079	○ 24,012	
49	2-4-1 障がい者グループホーム整備補助事業 (障がい福祉課)	・障がい者が地域において共同で生活する場の設置 ・市内で不足しているグループホームを誘致するため	グループホームを設置する事業者に対し、運営費補助として補助金を交付する。	○ 600	○	○	
50	2-4-2 地域活動支援事業 (障がい福祉課)	障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスを提供すること	主な事業内容としては、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業や障がい者やその家族等からの相談に応じる相談支援事業、成年後見制度に対する利用を支援する事業、手話通訳者の派遣等を行う意思疎通支援事業、日常生活用具給付等を行う事業など	○ 53,236	○	○	
51	2-4-2 地域活動支援センター支援事業 (障がい福祉課)	障がい者に創作的活動または生産活動の機会、社会との交流の促進等の機会を提供するため	地域活動支援センターを運営する2法人に補助金を支出し、運営を支援する。	○ 15,839	○	○	
52	2-4-3 障がい者就労支援センター事業 (障がい福祉課)	障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労及び生活に関する支援を総合的に行い、もって障がい者の自立及び社会参加の一層の促進を図る。	①障がい者の就労に係る相談及び就労準備支援 ②障がい者の就労を受け入れる事業所の開拓 ③障がい者が職場実習及び職場環境の調整の支援 ④障がい者が書が職場に定着するために必要な支援 ⑤障がい者が離職する際における事業主との調整及び離職後の支援 ⑥障がい者の就労に関する調査研究及び普及啓発 ⑦障がい者が安心して職業生活を続けるために必要な支援	○ 3,129	○	○	
53	2-5-2 国民健康保険特別会計繰出事業 (保険年金課)	国民健康保険特別会計の財政の安定化を図るために一般会計からの繰出しを行う。	国民健康保険特別会計の財政の安定化を図るために、一般会計から国民健康保険法の規定に基づき、適切な繰出しを行う。	○ 411,558	○	○	
54	2-5-3 後期高齢者特別会計繰出事業 (保険年金課)	後期高齢者医療特別会計への繰出金	高齢者の医療の確保に関する第99条第1項の規定に基づき、所得の少ない被保険者について、広域連合の定めた条例により保険料の減額した額の総額を基礎として算定した額を市の一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰出すものである。	○ 129,790	○	○	
55	2-6-2 文化センターエレベーター等改修事業 (生涯学習課)	文化センター利用者の利便性の向上を図る。	経年劣化した文化センターのエレベーター及び中央図書館の小荷物専用昇降機の改修工事を実施する。	○ 27,595			
56	2-6-2 文化センター舞台音響設備改修事業 (生涯学習課)	文化センター(ホール)利用者の利便性の向上を図る。	経年劣化した文化センターホールの舞台音響設備の改修工事を実施する。改修部分 メインスピーカー及びサイドスピーカー(出力装置〈アンプなど)を含む)	○ 12,845			
57	2-7-1 きたもとウォーク大会事業 (スポーツ健康課)	スポーツに親しむ機会をつくり、市民の健康・体力づくりに寄与するとともに、市内観光の促進を図る。	4月の桜の開花に合わせたウォーク大会を開催する。参加者は3キロコースと9キロコースに分かれて、沿道の桜や史跡を巡り、ゴール地点で完歩賞と花の苗を受け取る。また、埼玉マラソンランドスラム加盟大会として登録しており、県内外からの参加者を呼び込むことにつなげている。	○ 100	○	○	

No	施策または基本事業番号・事業名・担当課	目的	内容	実施年度・事業費（千円）			LP
				(30年度)	(31年度)	(32年度)	
58	2-7-1 学校体育施設開放事業 (スポーツ健康課)	本事業は、スポーツ基本法に基づき、市内小中学校の屋内運動場（体育館等）や校庭（グラウンド）を学校の教育活動に支障のない夜間や休日に開放し、市民にスポーツやレクリエーションに親しむ場を提供することを目的としている。	各小中学校の屋内運動場（体育館等）や校庭（グラウンド）を利用する団体が構成された運営委員会、さらにその集合体である学校開放連絡協議会を通じ、市や学校との連携を密にしながら、学校体育施設の適正利用を促すとともに、多くの市民がスポーツやレクリエーションに親しむ機会を作る。	○ 52	○	○	
59	2-7-1 地域スポーツ普及事業 (スポーツ健康課)	軽スポーツの教室を開催し、市民がスポーツに触れるきっかけをつくる。スポーツを継続することで、心身の健康を図る。	市の非常勤職員であるスポーツ推進委員が任意で構成している、北本市スポーツ推進委員会連絡協議会に軽スポーツ教室の開催準備、実施、全て委託している。 加えて、体力測定、夏休みの早朝ラジオ体操、広報紙の発行を委託。 スポーツ推進委員の活動費は、別途、スポーツ推進委員の報酬で支払っている。	○ 300	○	○	
60	2-7-2 体育センター管理運営事業 (スポーツ健康課)	体育センターを適正に運営管理することで、市民の心身の健全な発達に寄与する。	通常の管理運営は、指定管理者に行わせる。指定期間は平成30年4月から平成35年3月まで毎月の事業報告を受け、所管課によるモニタリングを実施し、管理状況を把握する。管理の範囲は協定で定めている。	○ 82,437	○ 51,200	○ 51,700	
61	3-1-2 協働推進事業 (くらし安全課)	まちづくりにおける市民のとの協働を図り、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現する。	1 市民等と協働で公共施設的环境美化活動を行う「アダプトプログラム」を実施する。 2 先駆的で専門的な知見を有する市民等から地域課題の解決方法を提案をもらい、市と協働で取組みを行う「協働事業提案制度」の周知を図り実施する。 3 北本市市民参画・協働推進審議会を開催し、提案された協働事業を審議する。	○ 578	○	○	
62	3-1-2 セーフコミュニティ推進事業 (くらし安全課)	けがや事故等は予防することができるという考えに基づき、市民等との協働により、安全なまちづくりに取り組む。 客観的なデータを活用してけがや事故（外傷）の傾向を把握し、予防につながる取組を企画実践することにより、外傷で死亡する又は救急搬送される人を減らす。	人口動態統計、警察統計、救急搬送データ等でけがや事故等の発生動向を把握（外傷サーベイランス委員会）し、特に交通事故、災害時のけが、犯罪、高齢者のけが、自殺、子どものけがを予防するための具体的な取組みを企画・実践（対策委員会）する。 企画実践した取組みは、関係団体の代表者が集う場（推進協議会）で報告する。	○ 367	○		
63	3-2 自治会振興事業 (くらし安全課)	自治会活動が活性化することにより、地域の交流を図り、自治会への加入が促進される。また、安定した自治会運営を図ることにより、地域住民が安全・安心に暮らし続けられるまちづくりの実現につなげる。	1 自治会振興交付金；自治会活動振興のため全ての自治会（111自治会）に交付する。 2 自治会集会所施設整備事業等補助金；集会所施設等を整備しようとする自治会に交付する。 3 集会所施設借地料補助金；集会所施設の土地を借上げて活動する自治会に交付する。	○ 9,339	○	○	
64	3-2-1 コミュニティ振興事業 (くらし安全課)	コミュニティ活動が活性化することにより、地域の交流が促進され、地域住民が安全・安心に暮らすことができるコミュニティづくりの実現を図る。	1 コミュニティ協議会補助金；コミュニティ協議会事務局の運営及び活動に要する費用に対し補助金を交付する。 2 地域コミュニティ委員会補助金；地域コミュニティ委員会の活動支援として補助金を交付する。 3 一般コミュニティ助成金；コミュニティ活動に必要な設備等を整備する地域に補助金を交付する。	○ 16,560	○	○	
65	3-3-1 平和啓発事業 (市民課)	・「北本市非核平和都市宣言」及び「世界連邦平和都市宣言」の趣旨に即して、世界平和の維持、拡大を目指して、市民の平意識の高揚を促す。 ・戦争に関する記憶の風化が叫ばれる中、戦争の恐ろしさや平和の大切さを訴え、市民一人ひとりが平和の大切さを認識し、人間らしく生活できる真に平和な社会を実現する。	平和啓発事業として「平和を考える集い」及び「産業まつりにおける資料展示等」を実施する。なお、「平和を考える集い」では、平和講話会、平和映画会、写真パネル展、中学生平和ポスター、平和標語展及び資料展示を行う。	○ 815	○	○	
66	3-3-2 人権啓発推進事業 (企画課)	あらゆる人権・同和問題に対し正しい理解と認識を深め、差別を許さない社会の実現を目指すため、啓発活動を行う。	8月、人権・同和問題啓発リーフレット「しあわせはみんなの願い」を作成し、全戸配布。 人権啓発懸垂幕を作製し、市内公共施設において掲出。11月、人権の花運動実施し、市内8小学校のうち2校で、花苗等植栽。12月、「人権を守る市民の集い」を開催。職員研修（4月新規採用職員・11月人権啓発推進員）実施。民間運動団体が開催する研修会等に参加	○ 1,463	○	○	
67	4-1 都市マスタープラン改定事業 (都市計画課)	都市マスタープランは、社会情勢の変化を踏まえて見直しを行う必要があります。このため、近年の全国的な人口減少、超高齢化社会の到来が現実的な問題となってきたことから、今までのような拡散型の社会構造ではなく、都市機能を集積する拠点と公共交通ネットワークの連携により、コンパクトなまちづくりの方向性を明確にした都市マスタープランを策定する。	基本的な都市計画につきましては、現在の都市マスタープランを踏襲しながら、圏央道や上尾道路の土地利用需要を的確にとらえ、都市計画の変更で、特に第一種住居専用地域の容積率の緩和や駅周辺の用途地域の見直し及び市街化区域の防火・準防火地域の指定のための方針の検討等を考えています。	○ 7,560	○ 5,314		
68	4-1-1 北本中央緑地周辺地域整備事業 (都市計画課)	高崎線沿線に残る貴重な緑地である本地域を公園化したことにより、市民に安らぎと休息・散策の場を提供するとともに、緑地の公有地化と供用開始のための施設整備及び老朽化した樹木の更新を行う。併せて地球温暖化対策の一層の推進を図り、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備を行う。	中央緑地周辺地域における供用開始及び用地取得 北本中央緑地：都市計画決定面積3.2ha、供用開始2.20ha 下原緑地公園：用地買収1331.57㎡、供用開始0.13ha	○ 0	○	○	
69	4-1-1 公園施設長寿命化対策支援事業 (都市計画課)	市公園において公園施設の老朽化の更新などの環境整備を充実させることで、市民の公園利用促進を図るとともに、利用者にとって安全安心な公園づくりを目指すものである。	老朽化した遊具等の公園施設の更新	○ 63,600	○	○	

No	施策または基本事業番号・事業名・担当課	目的	内容	実施年度・事業費（千円）			LP
				(30年度)	(31年度)	(32年度)	
70	4-1-2 市街化区域内住居建て替え推進事業 (都市計画課)	人口減少・少子高齢化社会の到来や市民ニーズ、住まい方の多様化などに対応するためこれまで形成されてきた低層住宅地の良好な住環境を維持しつつ、第一種低層住居専用地域の容積率の緩和を行います。	現在、第一種低層住居専用地域に指定している地域において、都市基盤整備が整っている地区の容積率を80%から100%に緩和を行うための調査を行います。	○ 5,896	○		●
71	4-1-2 中山道間の宿街なみ環境整備事業 (都市計画課)	中山道沿道を中心とする、周辺地域に昔のにぎわいを取り戻すよう、道路の景観整備やオープンスペースの確保、沿道の建替え等に合わせた修景により、魅力ある中心市街地の創出を目指す。	中山道の北本3丁目（三軒茶屋通り）交差点から多門寺交差点までの東側の歩道の美装化工事を行う。 工事内容 延長＝約400m 幅員＝約3.0m	○ 18,000	○	○	
72	4-1-2 空き家対策事業 (都市計画課)	適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進する。	・空き家等の実態調査（データベース化） ・空き家等対策に係る庁内検討委員会の設置・運営 ・空家等対策協議会の設置・運営 ・空家等対策計画の策定・検証 ・空き家バンク制度の創設・運営 ・空き家等の適正管理に関する協定の締結、条例の検討 ・空き家等改修補助金ほか	○ 2,152	○	○	●
73	4-1-2 多世代同居・近居支援事業 (都市計画課)	親世帯、子世帯などの多世代が支え合うことで、子育てや介護など、各世代が抱える不安の軽減を図るため、同居・近居を希望する世帯への住宅取得を支援することを目的とする。	（事業概要） ・親等と子世帯いずれかが、同居や近居を目的として、住宅を取得し市外から転入する夫婦世帯に対し補助するもの （補助金額） ・新築住宅 30万円、中古住宅 20万円 いずれもマンション含む。 ・新築のうち市内業者施工 10万円加算 ・中学生以下の子がいる子育て世帯 10万円加算	○ 5,000	○	○	●
74	4-1-2 北本駅東口公衆トイレ整備事業 (契約管財課)	北本駅東口市営駐車場に宿泊施設を建設することに伴い、公衆トイレを撤去するため、新たな公衆トイレを整備する。	駅周辺施設のバリアフリー化を進め、市民等の利便性の向上を図るため、県の「みんなに親しまれる駅づくり事業補助金」を活用し、北本駅東口駅前広場隣接地に公衆トイレを整備する。	○ 30,000			
75	4-1-3 住宅耐震化事業 (建築開発課)	安全、安心、持続可能な住みづくりの推進のため、建築基準法による指導を行う。住宅の耐震性向上の計画や支援を図る。	住宅耐震化の啓発活動を行う。 既存木造住宅耐震化事業、木造住宅無料簡易耐震診断の業務を行う。	○ 1,500	○	○	
76	4-1-6 デマンドバス運行事業 (くらし安全課)	市内に散在する公共交通空白地域を解消するとともに、高齢者等の交通弱者及び交通不便地域住民の移動手段を確保し、「ドアtoドア」サービスを提供する。	住民の移動手段を確保するため、北本市に在住または在勤・在学の人を対象に、デマンドバスの運行を行う。 運行時間は午前8時30分から午後5時30分まで、年中無休とし、運行車両はワゴン車2台、セダン車2台とする。	○ 32,426	○ 32,726	○ 33,026	
77	4-2-1 久保特定土地区画整理事業 (久保土地区画整理事務所)	都市基盤が整備された宅地を供給することにより、新規住宅の建設を促進し人口流入を図る。	土地区画整理による整備手法を用いて、道路や公園を整備するとともに、宅地を整備し、総合的な街づくりを行う。	○ 245,306	○	○	
78	4-3-2 一般廃棄物収集運搬事業 (環境課)	各家庭から排出される一般廃棄物（もやせるごみ・もやせないごみ・容器包装（資源）類等）について、適切に収集することにより、生活環境の保全を図る。	一般廃棄物（もやせるごみ、もやせないごみ、容器包装（資源）類等）を収集し、埼玉中部環境センター等へ運搬する。	○ 179,527	○	○	
79	4-3-3 北本市一般廃棄物処理施設整備事業 (環境課)	鴻巣行田北本環境資源組合で進めている新ごみ処理施設の整備の市負担が多額と見込まれていることから、単年度における負担軽減を図るため、基金に積み立てを行う。	一般廃棄物処理施設の整備に要する経費の財源に充当するため、基金に積み立てを行う。	○ 70,030	○	○	
80	4-3-4 合併処理浄化槽設置促進事業 (環境課)	生活雑排水による水路や側溝の水質汚濁及び悪臭を減少させるため、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換をする方に合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付する。	単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるために、合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付する。なお、平成30年度は20基の転換を計画する。	○ 13,076	○	○	
81	4-4-1 橋りょう維持事業 (道路課)	橋りょうを安心して通行できるように、適正な維持管理を行う。	・大雨増水時における高尾橋の高欄管撤去・設置 ・橋りょう補修工事 ・橋りょう定期点検	○ 7,820	○	○	
82	4-4-1 道路維持基盤整備事業 (道路課)	未舗装の市道の舗装の整備、損耗の進んだ市道や側溝等の改修を行い、良好な道路環境を維持し、快適な生活環境を創出する。	舗装改修工事	○ 130,400	○	○	
83	4-4-1 道路情報管理システム管理事業 (道路課)	道路情報管理システムを導入し、道路台帳整備の充実及び統合型Web・GISシステムを構築し、市道管理業務の効率化を図る。	市道の新規・廃止・区域変更を実施した箇所及び最測した基準点を道路情報管理システムへ実装し、閲覧、検索及び指定する基準点成果の印刷が可能な状態に設定する。 ※平成30・31年度は、東日本大震災で動いた基準点見直しを優先に修正し、世界測地に基準を合わせたものを道路台帳システムに反映させる。	○ 12,000	○	○	
84	4-4-1 道路新設改良事業 (道路課)	市道の新設改良や狭い市道の拡幅整備を行うことにより、良好な道路環境を整え安全で安心・快適な道路環境を創出する。	市道120号線、市道124号線、市道3038号線、市道4179号線、市道1343号線、市道3081号線、市道6334号線の調査・測量・設計・工事・電柱移設等を行い、道路の新設改良をする。	○ 63,354	○	○	

No	施策または基本事業番号・事業名・担当課	目的	内容	実施年度・事業費（千円）			LP
				(30年度)	(31年度)	(32年度)	
85	4-4-2 計画道路整備事業 (道路課)	国道・県道整備を促進する。	関東国道協会負担金 上尾道路建設促進期成同盟会負担金 中山道事業負担金	○ 15,677	○	○	
86	4-4-2 中央通線整備事業 (道路課)	県道鴻巣・桶川・さいたま線と国道17号を結ぶ都市計画道路である中央通線を整備し、安全な道路環境にするとともに中心市街地の賑わいづくりの場とする。	道路築造、電線共同溝整備、街路設置、歩道の美化化を行うとともに、道路拡幅による電柱移設及び電線類地中化による既存電柱の撤去を行う。	○ 167,230	○	○	
87	4-4-3 公共下水道整備事業（污水） (下水道課)	公共下水道事業認可区域を事業計画とおり、污水管を布設して事業の推進を図る。	【事業計画概要】 公共下水道事業認可区域（污水） 723.9ha 平成30年3月末整備済区域 605.7ha ○平成30年度事業 公共下水道工事 整備延長749m 整備面積 3.03ha	○ 106,050	○	○	
88	4-4-3 公共下水道事業会計負担及び補助事業 (下水道課)	公営企業の経費については、地方公営企業法により、一般会計が負担するものが定められていることから、一般会計から公共下水道事業会計に負担するものである。また、公共下水道事業の安定のため、一般会計から公共下水道事業会計へ補助するものである。	総務省から示される「地方公営企業繰出し基準について」の基準をもとに、基準内繰入金の対象となるものを負担金として支出している。また、公共下水道事業の収入の不足分を補填するため補助金を支出している。	○ 440,614	○	○	
89	4-4-4 河川維持事業 (道路課)	水路の改修工事や浚渫、水路用地の除草などの維持管理を行い、快適な生活環境を創出する。	・水路改修工事 ・水路浚渫工事	○ 10,500	○	○	
90	4-4-4 公共下水道整備事業（雨水） (下水道課)	公共下水道事業認可区域を事業計画に基づき、大雨時の浸水対策として雨水管を築造し、雨水排水の向上を図る。	【事業計画概要】 ・公共下水道事業認可区域（雨水）505.7ha ・平成30年3月末整備済区域 118.1ha ○平成30年度 北本公共下水道事業計画の変更を実施	○ 4,500	○	○	
91	4-5-2 街灯設置及び道路照明灯設置事業 (道路課)	市道の交差点や見通しの悪い屈曲部等で照明が不足する箇所に街灯や照明灯を設置することにより、犯罪や交通事故を防止する。	道路照明灯等設置工事 LED改修工事 道路照明灯等修繕	○ 18,300	○	○	
92	4-5-4 交通安全施設整備事業 (道路課)	道路区画線等の塗布、道路反射鏡の設置、防護柵の設置などの交通安全施設の整備を行い、交通事故の発生を抑制する。	道路反射鏡設置工事 区画線塗布工事 防護柵設置工事	○ 16,500	○	○	
93	4-5-5 消費者行政推進事業 (市民課)	市民の消費生活に関する問題を身近で解決を図り、消費者被害の未然防止に努めて、安心・安全な生活を実現する。	・平成28年3月に制定した北本市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例により、専門資格を有する消費生活相談員による消費生活相談を実施する。 ・啓発用リーフレットを作成し、市内全戸配布、行事等で配布する。 ・北本まつり「産業まつり」で（何を）出展し、（何の）啓発品やチラシを配布、消費生活相談員によるだまされやすさ心理チェックを実施する。	○ 3,914	○	○	
94	4-6-1 自主防災組織育成事業 (くらし安全課)	災害時に、地域の特徴や実情にあった避難をしたり、被害を最小限にする事や、混乱時でも少人数で十分な防災活動を行うために、地域ごとに組織された自主防災組織の設立や活動を支援する。	自主防災組織の設立や活動に対する補助金を交付する。 1 自主防災組織活動費補助金：自主防災組織の活動費の一部について、補助金を交付することにより、防災意識の高揚、組織の育成強化及び円滑な協力体制づくりを図るため、補助金を交付する。 2 自主防災組織設立補助金：組織の育成強化を図るため、自主防災組織の設立に対し補助金を交付する。	○ 2,075	○	○	
95	4-6-1 防災訓練業務 (くらし安全課)	防災訓練に従事する職員の防災実務の習熟と実践的能力の涵養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図り、災害応急対策の完全遂行を期するため、防災訓練を実施する。	防災訓練の実施日は防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日とし、実施回数は年1回以上実施する。なお、訓練内容は、避難誘導訓練、救出救護訓練、消火訓練、水防訓練、通信訓練、非常参集訓練、その他総合訓練に必要な訓練とし、実施に当たっては、自治会（自主防災組織）、消防・警察・自衛隊、関係機関等と連携して行う。	○ 275	○	○	
96	4-6-3 防災行政無線事業 (くらし安全課)	防災行政無線の市内難聴地域を改善し、災害時及び必要時において適切に情報伝達が行えるようにする。	防災行政無線の市内難聴地域を改善するため、老朽化により損傷したスピーカーやバッテリーの交換を進めるとともに、デジタル放送に向けた整備を平成34年11月末までに行う。なお、整備箇所は、H30年20カ所、H31年26カ所を予定する。	○ 75,233	○	○	
97	4-6-4 消防団活動事業 (くらし安全課)	北本市消防団に関する条例に基づき採用された消防団が、水火災その他の災害等、地域の防災・減災活動をする。	消防団が活動する、すべての事務及び施設等の維持管理を行う。 火災時は、水利部署して常備消防と連携し、消火活動・人命救助・安全管理・交通規制等消防団の活動は多岐にわたる。	○ 35,787	○	○	
98	4-6-4 消防団活動拠点施設整備事業 (くらし安全課)	消防団が活動するための拠点を整備することで、水火災その他の災害等、地域の防災・減災活動を実施できるようにすることを目的とする。	耐震化されていない消防団の分団小屋を建替えを行い、耐震化を図る。	○ 4,911	○	○	
99	5-1 産業振興ビジョン策定事業 (産業振興課)	平成18年度に策定した北本市産業振興ビジョンの改訂版を策定する。	今後の本市の産業のあり方、進むべき方向性を位置付け、本市の産業振興を図るため、産業振興ビジョンを策定する。なお、策定に当たっては、関係団体等との意見交換会等を実施する。	○ 5,263			

No	施策または基本事業番号・事業名・担当課	目的	内容	実施年度・事業費（千円）			LP
				(30年度)	(31年度)	(32年度)	
100	5-1 北本ブランド創出事業 (産業振興課)	地域ブランドを確立していくために農産物等の地域資源を活用して6次産業化を図る。	農産物等の地域資源を活用して6次産業化を図るため、農業生産者及び商工者等で構成する研究会を設立し、包括連携協定を締結した(株)武蔵野銀行及び(株)JT日関東と連携し、地域ブランドの確立に向けた検討を進める。	○ 670	○	○	●
101	5-1 農業ふれあいセンター賑わい創出基本計画策定事業 (産業振興課)	地産地消を推進するとともに市の産業振興拠点施設として有効活用を図るため、北本市農業ふれあいセンターの賑わい創出に係る基本計画を策定する。	農業ふれあいセンターの賑わい創出施策を整理し、地域経済の活性化と産業振興を図るため、計画を策定する。	○ 4,500			●
102	5-1-1 農業次世代人材投資事業補助金交付事業 (産業振興課)	就農意欲の喚起及び就農後の定着を図ることを目的として、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し、経営開始型の給付金を支給する。	経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に補助金を交付する。	○ 4,500	○	○	
103	5-1-5 森林セラピー®事業 (産業振興課)	リラクゼーション効果が森林医学の面から専門家に実証され、一定の自然・社会条件が整った地域を認定する「森林セラピー®基地」の認定取得の取組を行う。本市の雑木林、里山の自然環境の良さ、かつ交通利便性を活かした「都市型森林セラピー」を認証事務局に提案。認定の取得により、本市の恵まれた自然環境の良さをブランド化することで来訪者を増やし、地域経済の活性化を推進すること、及び市民の健康増進、予防医療を目的に「森林セラピー®基地」認定に向けた取り組みを行います。	北本市第五次総合振興計画にかかるリーディングプロジェクト事業として実施する。「森林セラピー®基地」の認定取得を目的として、平成30年度に森林浴効果の測定を行うため、生理・心理実験を実施し、平成30年度末の認定の取得を図る。森林セラピー推進協議会を立ち上げ、癒し体験プログラム等の事業企画、運営方法を協議。認定取得となった場合には、平成33年度からの事業展開に向けて、森林セラピーガイドや同セラピストの育成を図るとともに、案内看板等の整備を行う等、環境の整備を図る。	○ 2,500	○	○	●
104	5-1-5 「宵まつり25周年記念」北本まつり支援事業 (産業振興課)	25周年を迎える北本まつり「宵まつり」の開催にあたり、周年記念事業費を加算し、宵まつりの更なる発展を図る。	まつりを通して子どもたちのふるさと意識の醸成、地場産品等のPR及び事業者と市民との交流の促進を図るため、まつりの企画及び運営に対する支援を行う。	○ 8,200	○	○	●
105	5-1-6 企業誘致推進事業 (産業振興課)	企業誘致することにより、地域経済の活性化や雇用の創出を図る。	広域交通網を活かした企業・店舗誘致について、庁内検討委員会による方針及び適地選定、手法の検討を行い、企業の誘致を進める。	○ 43	○	○	
106	5-2-1 石戸蒲ザクラ保護及び周辺事業 (文化財保護課)	国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」の保護、育成を図るとともに、貴重な文化財に触れる学習の場として活用を図る。	石戸蒲ザクラの保護、育成のため、樹木の専門委員及び地域の代表者で構成する保存検討委員会において、「保存管理計画」を策定する。また、石戸蒲ザクラへの来訪者への利便を図るため、引き続き駐車場を確保する。	○ 406	○	○	
107	5-2-1 デーンタメ遺跡出土資料調査分析事業 (文化財保護課)	デーンタメ遺跡から出土した遺物およびサンプリングした土壌中の自然科学的なデータを調査・分析することにより、縄文時代中・後期の自然環境や縄文人の植物資源利用の実態を明らかにする。	デーンタメ遺跡から出土したクルミ、トチノキ等の植物遺体及び樹種・花粉・珪藻・年代・漆・土器圧痕などについて分析を継続中である。分析の結果については、平成28年度に『調査概要報告書』に成果の一部が掲載され、平成30年度刊行の『調査総括報告書』にその後の結果を掲載する予定である。	○ 1,500	○	○	
108	5-2-1 デーンタメ遺跡出土遺物保存処理事業 (文化財保護課)	デーンタメ遺跡第4次調査で出土した遺物を貴重な学術資料として永く保存していくとともに、広く市民等に公開し、歴史文化の継承と文化財の保護意識の醸成を図る。	デーンタメ遺跡第4次調査で多量の漆塗土器と木器、その他植物遺体等が出土した。学術資料としては貴重なものであるが、極めて脆弱な状態にあるため、適正な保存処理を行う必要がある。木材については、委託により安定処理を行っているが、漆塗土器については、保存処理方法が確定するまで、水浸による保管を行う。また、植物遺体等の分析についても、継続して同定作業を進める。	○ 2,160	○	○	
109	5-2-1 デーンタメ遺跡内容確認調査事業 (文化財保護課)	デーンタメ遺跡を史跡指定により保存を図るため、遺跡内の集落規模・構造、泥炭層の分布等を明らかにする。	文化財保護法第99条による内容確認調査。デーンタメ遺跡の保存を図るための学術調査で、集落跡の規模、構造、泥炭層の分布状況等を調査する。	○ 2,930	○	○	
110	5-2-1 デーンタメ遺跡史跡検討委員会運営事業 (文化財保護課)	デーンタメ遺跡の発掘調査及び保存等について専門的な指導・助言を得るために設置した。今後、デーンタメ遺跡の史跡化をめざす上で必要となる、遺跡の歴史的評価を行い、評価のための各種調査について指導を行う。	重要遺跡であるデーンタメ遺跡について、史跡化を図るため、史跡検討委員会を設置するとともに、遺跡の調査報告書を刊行し、遺跡の評価を定める。	○ 252	○	○	
111	6-1-2 広報紙発行事業 (秘書広報課)	市民の地域への愛着を高め、まちづくりへの参画を促すため、市の施策や計画、財政状況などの行政情報、各種検診や予防接種等の命や健康に関する情報、国保・年金・介護・福祉等の生活に密着した情報、各種イベントや生涯学習の機会を提供する情報を発信し、市民と行政の情報共有化を図る。	毎月1日に広報紙を発行する。(32ページ×12か月) ○毎月1日の広報紙作成の流れ ・掲載月の前々月の25日頃 原稿の締め切り ・掲載月の前月初旬 原稿の入稿 ・掲載月の前月中旬 原稿の校正、校了 ・掲載月の前月下旬 発行(配布、市ホームページへ掲載)	○ 15,046	○	○	
112	6-1-2 ホームページ管理運営事業 (秘書広報課)	時間や場所に関わらず、市民、企業、団体が容易に市政情報を入手できるよう、ホームページの管理を行う。	各課が作成したページの最終確認を行い、公開する。 ホームページシステムの維持管理を行う。	○ 2,528	○	○	

No	施策または基本事業番号・事業名・担当課	目的	内容	実施年度・事業費（千円）			LP
				(30年度)	(31年度)	(32年度)	
113	6-1-2 ソーシャルメディア等を利用した情報発信事業 (秘書広報課)	ホームページ、メール、Twitter、Facebook、LINE、Instagram、テレビ埼玉のデータ放送等のソーシャルメディアを利用し、各種情報を発信することにより市民サービスを向上させる。	・ホームページにより、育児に関する情報、桜開花情報、市民リポーターの活動等の情報を発信し、北本市の魅力を発信する。 ・メール配信システムにより、防犯情報・くらしの情報等を発信し、市民サービスを向上させる。 ・Twitter、Facebook、LINE、Instagram等のSNSを活用し、北本市の魅力を発信する。 ・テレビ埼玉のデータ放送により、休日当番医等の各種情報を発信し、パソコンやスマートフォンを利用していない市民へ周知する。	○ 1,167	○	○	●
114	6-1-2 シティセールス推進事業 (企画課)	豊かな自然環境や歴史・文化、特産物のほか、特色ある施策や店舗・施設等、北本市の資源や魅力を整理分析し、市外に広く発信することで、本市の認知度の向上及びイメージアップを図り、移住定住促進及びまちの活性化につなげていくことを目的とする。	平成28年度から継続して県央地域4市1町の枠組みで、移住定住促進に向けた広域連携事業を行っているが、平成30年度も同様の枠組みで「スタンプラリーで気軽に楽しく！県央ライフ体験事業」を実施する。内容は、電子スタンプラリーを開催して実際に県央地域に足を運んでもらい、暮らしやすさや地域の魅力を体験してもらうもの。 また今年度は、これまで明確な位置付けがなかった、北本市のシティセールスに関する基本方針について検討を進める。	○ 1,125	○	○	●
115	6-1-3 インターネットモニター事業 (秘書広報課)	市政への市民の関心を高め、市民参加を促進するとともに、市政に関する市民の評価、意向等を的確に把握する。	ホームページなどによりインターネットモニターの募集を行い、市長が回答を依頼したアンケート調査に、インターネットを利用してインターネットモニターに回答していただく。	○ (ゼロ予算)	○	○	
116	6-1-3 市長への提言事業 (秘書広報課)	広く市民の意見、要望、提言等を聴取し、即時対応して市政運営に反映させる。	市の施策や事業等に対する市民の意見、要望、提言等を聴取し即時に対応する。 ○事業の流れ ・「市長への提言」受付。 ・担当課へ回答等を依頼。 ・担当課により即時対応。 ・要回答書の場合は差出人に送付。	○ (ゼロ予算)	○	○	
117	6-1-3 #きたもとの未来をしゃべくり懇談会事業 (秘書広報課、企画課)	広く市民の市政に関する意見、要望、提案等を把握し市政に反映させるため、市民と懇談会を開催し広聴活動の充実を図る。	市長が市政運営状況等を市民に説明し、市民と意見交換する。また、総合振興計画の進捗管理の一方策としてワークショップ等を開催し、まちづくりに関する市民の意見を聴取する。	○ 135			●
118	6-2-3 債権管理事業 (納税課)	自主財源確保のため、収納率の向上を図ること、その上で法令に基づく公平かつ適正な事務処理を行うことを目的とする。	市税等の収納消し込み管理、過納・誤納による還付充当処理、個人県民税の払込、ネット口座振替受付サービスの実施等の収納チャネルの整備と管理、督促状の発行、収納関係資料・統計の作成、関係機関へ報告等の事務処理を適正に行う。 口座振替の推進及び普及拡大を図るため、産業まつりで啓発イベント、市内金融機関と協力して口座振替推進キャンペーン等の告知活動を行う。	○ 2,815	○	○	
119	6-2-3 滞納整理事業 (納税課)	現年課税分の期限内納付を推進し、納期内に納付のない個人や法人に対しては滞納整理を進め、収納率の向上を図ることで財源を確保し、また納期内納税者に対し、負担を適正化することで公平性の確保を図ることを目的とする。	当初課税時に広報紙に納税記事の掲載や公共施設にポスターを掲示する等、告知活動により期限内納付を推進する。 市税等の徴収並びに滞納処分に関すること。具体的には、催告（文書、電話、臨戸）、納税相談の実施、実態調査、財産調査、滞納処分（差押等）、滞納処分の執行停止、差押財産の公売、夜間納税相談窓口の設置等を行う。	○ 6,568	○	○	
120	6-2-4 埼玉県議会議員一般選挙事業 (選挙管理委員会事務局)	公職選挙法の規定に基づき埼玉県議会議員一般選挙を適正に執行すること。	埼玉県議会議員一般選挙の執行 ○期日前投票所の運営 ○投票所の運営 ○開票所の運営 ○選挙啓発の実施 ○その他選挙の執行に関する業務 (平成30年度は、準備行為が中心となる。)	○ 12,179	○		
121	6-2-4 北本市議会議員一般選挙及び北本市市長選挙事業 (選挙管理委員会事務局)	公職選挙法の規定に基づき北本市議会議員一般選挙及び北本市市長選挙を適正に執行すること。	北本市議会議員一般選挙及び北本市市長選挙の執行 ○立候補予定者説明会及び立候補受付の実施 ○選挙公営の実施 ○期日前投票所、投票所及び開票所の運営 ○選挙啓発の実施 ○その他選挙の執行に関する業務 (平成30年度は、準備行為が中心となる。)	○ 2,330	○		
122	6-3-1 第五次総合振興計画策定・進捗管理事業 (企画課)	総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想及びこれを実現するための計画を策定し、これらに基づいた市政運営を行うもの。また、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映させるよう努めるもの。市民と市とがともに情報を共有し、PDCAのマネジメントサイクルを適切に運用することにより、「持続可能なまちづくり」を目指す。	前期基本計画の中間年度に当たる平成30年度は、秘書広報課と連携してワークショップを開催する。また、引き続きまちづくり市民アンケートを実施して施策・基本事業の成果指標の進捗状況を把握し、次年度以降の取組の方向性決定の参考とする。	○ 1,944	○	○	
123	6-3-3 公共施設マネジメント実施計画策定事業 (契約管財課)	平成29年3月に公共施設等総合管理計画で策定した公共施設等の管理に関する方針に基づき、実質的な公共施設の管理計画を定める。	新しいニーズに対応した魅力のある公共施設を再構築することにより、持続可能な行政サービスの提供を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の再配置計画及び個別施設計画の策定に着手する。	○ 11,500	○ 8,900	○ 9,300	

No	施策または基本事業番号・事業名・担当課	目的	内容	実施年度・事業費（千円）			LP
				(30年度)	(31年度)	(32年度)	
124	6-3-3 駅昇降機改修事業 (契約管財課)	駅東西自由通路及び駅西口ビルに設置のエレベーターやエスカレーターを適切に維持管理し、利用者の安全性を確保する。	駅東西自由通路及び駅西口ビルに設置のエレベーター2基とエスカレーター4基の経年消耗部品の交換及び修繕を行う。	○ 5,550	○	○	
125	6-3-3 固定資産台帳整備事業 (契約管財課)	総務省から示された統一的な基準による財務書類等を作成、公表していくにあたり、本市が所有する資産等のストック情報を正確に把握した固定資産台帳を整備し、継続的かつ効率的に管理・更新する。	平成28年度に整備した固定資産台帳システムのサポート及びデータ更新等を平成29年度に引き続き、平成30年度以降も適切に行うため、保守業務を委託する。	○ 648	○	○	
126	6-3-3 市役所庁舎維持管理事業 (契約管財課)	来庁者及び職員等が安全で快適に庁舎を利用できるように維持する。 関係法令に則った設備点検等を実施する。 施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る。 ランニングコストの低減を図る。	庁舎施設等の運営管理及び維持管理 施設等貸出業務(ホール、売店、会議室、自動販売機等)、総合案内業務、電話交換業務、清掃業務、警備業務及び夜間窓口業務、受電設備の点検整備業務、給水設備の点検整備業務、消防設備の点検整備業務、昇降機設備の点検整備、空調設備の点検整備、通信設備の点検整備、非常設備の整備点検、環境点検・改善、植栽管理、施設整備等	○ 47,304	○ 47,304	○	
127	6-3-4 固定資産評価システム導入事業 (税務課)	北本市における固定資産の適切な把握と公正な課税を実現し、より信頼の得られる資産税業務をスムーズに運営するため、また固定資産税業務の効率化を図るために地理情報システムの更新を行う。	地理情報システムにより、地番・家屋現況図、航空写真、土地評価関連データ等を迅速に照会、閲覧ができ、評価額まで計算ができるシステムを導入する。 平成30年度事業計画 平成30年4月～5月 仕様書・評価基準作成、選定委員選出 平成30年6月 業者選定を実施し、業者を決定し契約 平成30年10月中 地図検索・画地計算機能導入 平成30年12月 評価額計算導入	○ 8,353	○	○	
128	6-3-5 要望・相談すぐやる事業 (すぐやる課)	市民からの要望や相談等に親切かつ迅速に対応し、事業担当課との連携調整により解決を進めること。	市民が緊急に対応してほしい要望や、どの部署に相談したらよいかわからない相談等をお受けし、事業担当の各部署と連携調整して解決を図る。 ○市民からの要望・相談を受ける体制づくり ○要望・相談事項の進行管理 ○庁内における「すぐやる意識」の普及	○ 50	○	○	